

(令和7年6月18日制定)

高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、高梁市空き家情報バンク制度実施要綱（平成28年高梁市告示第80号。以下「実施要綱」という。）の趣旨に賛同し、空き家情報バンク制度の運営に市と連携して取り組む事業者（以下「連携事業者」という。）の登録事務について必要な事項を定めるものとする。

(連携事業者の登録要件)

第2条 連携事業者となることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であり、かつ、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会等に属していること。
- (2) 市内に事業所を有していること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 市と連携し、空き家の流通促進に取り組む意思を有し、市と空き家流通促進に関する協定を締結できること。

(連携事業者の募集)

第3条 市は、ホームページ等により、実施要綱の趣旨に賛同する連携事業者を募集する。

(連携事業者の登録方法等)

第4条 連携事業者として登録を希望する事業者（以下「登録希望事業者」という。）は、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、登録の可否を決定し、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、登録希望事業者に通知するものとする。

3 前項で登録された連携事業者は、空き家の流通促進に関する協定書（様式第3号）を締結しなければならない。

（登録事項の変更及び取消の届出）

第5条 前条第2項の規定により登録された連携事業者は、当該登録内容に変更があったときは、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により、当該登録を取り消すときは、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録取消届出書（様式第5号）により遅延なくその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、第4条第2項の規定による登録について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録取消通知書（様式第6号）により当該連携事業者に通知するものとする。

- (1) 前条に規定する登録取消届出書の提出があったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (4) 第4条第3項に規定する協定を解除されたとき。
- (5) 市長が連携事業者として不適格と判断したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、連携事業者に損害が発生した場合であっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（連携事業者の紹介）

第7条 市は、空き家情報バンク制度を利用して空き家に関する売買又は賃貸借をしようとする者（以下「利用者」という。）に対し、連携事業者の活用を推奨し、利用者が連携事業者の紹介を希望する場合は、連携事業者の情報を提供するものとする。

（連携事業者の役割）

第8条 連携事業者は、利用者の意向により、物件の売買又は賃貸借の仲介を行うものとする。

- 2 連携事業者は、自らが媒介し、実施要綱に基づく空き家情報バンクに登録されていない物件を、登録するよう物件の所有者に勧めることができるものとする。
- 3 連携事業者は、市又は利用者から、物件の登録に関して支援を求められた場合は、特別の事情がない限り協力するものとする。
- 4 連携事業者は、仲介等の結果を市に報告するものとする。

(仲介に係る報酬)

第9条 前条第1項の規定に基づく業務により取引が成立した場合に連携事業者が受け取ることができる報酬は、宅建法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

(連携事業者の責務等)

第10条 連携事業者は、次に掲げる事項を順守し、仲介を行うものとする。

- (1) 利用者の信頼を損なうことがないよう、誠心誠意対応するものとする。
- (2) 取引等に関して苦情又は紛争が発生した場合には、自らの責任において処理するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、登録の事務に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

高梁市長 様

（申請者）所在地

法人名及び代表者名



高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録申請書

連携事業者としての登録を希望しますので、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事務取扱要領第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

宅 地 建 物 取 引 業 者 免 許 番 号		
登 録 団 体		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		
ホ ー ム ペ ー ジ		
添 付 書 類	宅地建物取引業者免許証（写）	
暴力団及び暴力団員と密接な関係はなく、これらは経営にも関与していません。また、その事実確認のため、必要に応じて関係機関に照会することを承諾します。	はい ・ いいえ	
登録の決定に当たっては、市税の納付状況について調査することに同意します。	はい ・ いいえ	

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 年 月 号

（登録希望事業者）様

高梁市長

高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった連携事業者登録について、下記のとおり（登録・却下）したので、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事務取扱要領第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

登 録 番 号	第 号
登 録 日	年 月 日
却 下 理 由	

様式第3号（第4条関係）

空き家の流通促進に関する協定書

高梁市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、高梁市空き家情報バンク制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家の流通促進に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義誠実の原則に立ち、実施要綱及びこの協定に基づき、高梁市空き家情報バンク制度を適切かつ円滑に推進するものとする。

2 この協定における用語の意義は、実施要綱第2条各号に規定するところによる。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、相互協力と連携により取り組むものとする。

- (1) 空き家の掘り起こし及び空き家情報バンク制度の推進に関すること。
- (2) 空き家に係る売買又は賃貸借の適正かつ円滑な推進に関すること。
- (3) その他空き家の解消と流通促進に関すること。

（乙の役割）

第3条 乙は、実施要綱及び高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に従い、適正に役割を果たすものとする。

（苦情等の処理）

第4条 この協定に基づいて行う乙の業務に関して苦情若しくは紛争が発生した場合又は本協定に基づく業務に関し不正若しくは不誠実な行為をした場合には、乙の責任において全て処理するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、空き家情報バンク制度を運用する上で知り得た情報のうち、双方の協議において、秘密にすべきと判断された情報（以下「秘密情報」という。）に対して、秘密保持の義務を負うものとする。

2 甲及び乙は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する秘密情報を他に漏らしてはならない。

（協定の取消し）

第6条 甲は、乙がこの協定に違反したとき、又は取扱要領第6条第1項に規定する登録事業者の登録を取り消したときは、催告しないでこの協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除されたことにより、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 高梁市松原通2043番地
高梁市
高梁市長

乙

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

高梁市長 様

（連携事業者）

所 在 地 _____

法人名及び代表者名 _____ 印

高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事項変更届出書

連携事業者の登録事項について、下記のとおり変更があったので、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事務取扱要領第 5 条の規定により届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更前	変更後

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

高梁市長 様

（連携事業者）

所 在 地 _____

法人名及び代表者名 _____ 印

高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録取消届出書

連携事業者の登録を下記のとおり取り消したいので、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事務取扱要領第 5 条の規定により届け出ます。

記

登 録 番 号	第 号
取 消 理 由	

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

（登録希望事業者）様

高梁市長

高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録取消通知書

下記のとおり連携事業者としての登録を取り消したので、高梁市空き家情報バンク制度連携事業者登録事務取扱要領第 6 条の規定により通知します。

記

登 録 番 号	第 号
取 消 日	年 月 日
取 消 理 由	